

## 第49号議案

亀岡市自転車等駐車場条例及び亀岡市駅前送迎用  
スペース管理条例の一部を改正する条例の制定に  
ついて

亀岡市自転車等駐車場条例（平成17年亀岡市条例第45号）及  
び亀岡市駅前送迎用スペース管理条例（平成28年亀岡市条例第  
45号）の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和5年2月24日提出

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市自転車等駐車場条例及び亀岡市駅前送迎用  
スペース管理条例の一部を改正する条例

（亀岡市自転車等駐車場条例の一部改正）

第1条 亀岡市自転車等駐車場条例（平成17年亀岡市条例第45  
号）の一部を次のように改正する。

第3条の表中

「

亀岡市追分町谷筋4番、4番3、7番、7番3、  
7番4、11番、11番2、12番2、13番2  
及び13番3

」

を

「

亀岡市亀岡駅北一丁目100番26及び100番  
28

」

に改める。

( 亀岡市 駅前送迎用スペース管理条例の一部改正 )

第 2 条 亀岡市 駅前送迎用スペース管理条例 ( 平成 2 8 年 亀岡市 条例第 4 5 号 ) の一部を次のように改正する。

第 2 条の表中

「 亀岡市 追分町谷筋、一本木地内 」

を

「 亀岡市 亀岡駅北一丁目 1 0 0 番 3 」

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

亀岡市自転車等駐車場条例及び亀岡市駅前送迎用  
スペース管理条例の一部を改正する条例案要綱

1 亀岡市自転車等駐車場及び亀岡市駅前送迎用スペースの位置を  
次のとおり改正すること。

(1) J R 亀岡駅北口自転車等駐車場

現 行	亀岡市追分町谷筋4番、4番3、7番、7番3、7番4、 11番、11番2、12番2、13番2及び13番3
改正後	亀岡市亀岡駅北一丁目100番26、100番28

(2) J R 亀岡駅北口送迎用スペース

現 行	亀岡市追分町谷筋、一本木地内
改正後	亀岡市亀岡駅北一丁目100番3

2 この条例は、公布の日から施行すること。